



産後ケア事業の適正化を求める陳情書

令和5年6月12日

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

陳情者 霧島市の健やかな産前産後を守る会

代表 霧島市牧園町三体堂2306-127

助産院 arkaya 西川 純子



「産後ケア事業」は市町村が実施し、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所(保健センター等)又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施される。具体的には、助産師等の専門職を中心とし、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行う。

本市においては、市が定めた委託基準のもと産後ケア事業が実施され、運営や内容については団体等に委託をしている。しかしながら、市の示す委託基準を実行するにあたり、委託金額の設定が低いため、委託事業以外の収益による補填をせざるを得ない現状がある。現在、本市内の産後ケア専用施設は、経営困難により宿泊型ケアを休止し、対象者は利用を断念するか市外の施設を利用せざるを得ず、多くの負担が生じている。また、産婦人科の空き病床活用型の産後ケア施設は、病室の環境等や児の月齢により限定的な受け入れしかできず、利用は対象者の一部に限られている。デイケア型産後ケアは、委託金額が他市と比較して低く設定されており、希望者は多いものの、職員数と受入人数のバランスに苦慮する状況がある。訪問型産後ケアは、移動時間等を含む3時間の委託設定であり、実質利用可能な時間は対象者の居住地域によって、最大2倍以上の差がつく条件となっている。

今後、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるためには、利用者目線に立った一貫性・整合性のある支援の実現に向けて、母子保健事業や保健・福祉・医療等の関係機関の連携と、確実なサービスの提供によって効果的な運営がなされることが必要であることから、以下の事項を陳情する。

陳情事項

- ・市が定めた産後ケア委託基準の内容が実施可能となるよう、早急に委託条件等を見直すこと
- ・市内のどこに居住していても、同じ訪問産後ケアが受けられるよう、市域の広さや特性を考慮すること
- ・市内における宿泊型産後ケアの再開・維持に向けて、協議をすること